

平成 17 年度第 3 回理事会議事録

日 時：平成 17 年 12 月 17 日（土）10：00～16：40

会 場：全共連ビル別館 コンベンションホール

出席者：

理事長：武谷 雄二

理 事：石川 睦男、石塚 文平、稲葉 憲之、井上 正樹、宇田川康博、梅咲 直彦、岡井 崇、
岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、吉川 史隆、田中 俊誠、野田 洋一、秦 利之、
平松 祐司、星合 昊、星 和彦、丸尾 猛、吉川 裕之、吉村 泰典、和氣 徳夫

監 事：荒木 勤、佐藤 章、藤井 信吾

第 58 回学術集会長：田中 憲一

幹事長：矢野 哲

幹 事：小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、澤 倫太郎、
清水 幸子、下平 和久、高桑 好一、角田 肇、長谷川清志、早川 智、阪埜 浩司、
平川 俊夫、平田 修司、藤森 敬也、堀 大蔵、村上 節

総会議長：清川 尚

総会副議長：松岡 幸一郎

専門委員会委員長：水沼 英樹

名誉会員：畑 俊夫

顧問弁護士：平岩 敬一

陪 席：海野 信也、吉田 幸洋

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

配付資料：

定款

倫理的に注意すべき事項に関する見解

1. 平成 17 年度第 2 回理事会議事録（案）

2. 業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：定款改定に関わる会告・新旧対照表

庶務 2：第 61 回学術集会長候補者選定委員会委員（案）について

庶務 3：大谷医師等訴訟 第 8、9 回準備的弁論報告

庶務 3-2：大谷医師等訴訟 第 10 回準備的弁論報告

庶務 4：11 月 28 日付日経・読売新聞 大谷医師に関わる記事

庶務 5：産婦人科関連診療報酬に関する要望書

庶務 6：「産科における看護師の役割」に関する見解

庶務 6-2：日本産婦人科医会「看護師による分娩経過観察を可とする特別措置に関する要望書」

庶務 7-1：柳田洋一郎代議員からの提案

庶務 7-2：水上尚典代議員からの提案

庶務 8：事務局移転に係る経費支払の報告について

庶務 9：「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における中央評価委員・各地域責任者ご
選出について

庶務 10：国立成育医療センター「妊娠と薬情報センター」

庶務 11：厚労省「ケタミンの麻薬指定に関する検討について」

庶務 12：厚労省「妊娠期の至適体重増加チャート（案）について（回答）」

庶務 13：鑑定人推薦実績

庶務 14：平成 17 年度第 4 回学会・医会ワーキンググループ議事録（案）

- 庶務 15: 周産期委員会「『胎児仮死』にかわる用語として『胎児機能不全』を提案する」との委員会提案
- 庶務 16: 妊娠・分娩の給付のあり方に関する要望書
- 庶務 17: 疑義解釈委員会報告
- 庶務 18: 日本医学会「遺伝学的検査の適切な実施について」
- 庶務 19-1: 日本小児科学会「産科婦人科学会との連絡会議」
- 庶務 19-2: 少子化対策/次世代育成フォーラム (差替)
- 庶務 20: 12月13日付読売新聞記事「公益法人改革骨格」
- 会計 1: 取引銀行の格付と残高について
- 学術 1: 第58回学術講演会関連資料 (一部回収資料あり)
- 学術 2: 事務局機能の強化検討小委員会からの答申
- 学術 3: 総会会場固定化評価準備委員会からの答申
- 学術 4: 学術集会期間短縮検討小委員会からの答申
- 学術 4-2: 他学会の会期、会場について
- 学術 4-3: 学術集会期間短縮に関する提案
- 学術 5: 会員へのお知らせ「平成17年度学術奨励賞の推薦および応募について」、平成17年度学術奨励賞の推薦および応募についてのお知らせ
- 学術 6: 低用量経口避妊薬の使用に関するガイドライン (改訂版案)
- 学術 7: 学術委員会運営要綱改定案
- 学術 8: C型肝炎母子感染対策に対するガイドライン作成検討依頼書、厚生労働省との面談メモ
- 学術 9: 陣痛促進剤の使用に関するガイドライン作成について、厚生労働省との面談メモ
- 学術 9-2: 子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しての留意点一周産期委員会一
- 社保 1: 薬理作用に基づく医薬品の適応外使用の例
- 社保 2: エストラジオール外用ジェル剤「エストロジェル」の早期承認に関する趣意書
- 専門医制度 1: 平成17年度専門医申請審査結果
- 専門医制度 2: 平成17年度専門医認定審査合格者
- 専門医制度 3: 平成17年度専門医更新審査結果
- 専門医制度 4: 平成17年度専門医再認定審査結果
- 専門医制度 5: 平成17年卒後研修指導施設指定申請審査結果
- 専門医制度 6: 平成17年度卒後研修指導施設指定更新審査結果
- 倫理 1: 会員へのお知らせ「生殖補助医療の実施登録施設の条件と登録申請にあたり留意すべき事項について」
- 倫理 2: 委員会提案—日本産科婦人科学会会告を改定するにあたって
- 倫理 3: 慶應義塾大学から申請された「着床前診断に関する臨床研究・施設認可」について、着床前診断に関する審査小委員会答申—1例目～4例目—
- 倫理 4: 着床前診断の適応に関するワーキンググループ答申
- 倫理 5: 生殖遺伝カウンセリング (制度) に関する答申
- 学会のあり方 1: 小児科・産科ワーキンググループ報告書
- 学会のあり方 2: 全国周産期医療データベースに関する実態調査についてのごお願い
- 学会のあり方 3-1: 産婦人科医療提供体制検討委員会設置企画書
- 学会のあり方 3-2: 中間報告案 「産婦人科医療の安定的提供のために」
- 学会のあり方 3-3: 活動状況報告
- 学会のあり方 4: 大学及び関連病院に関する実態調査途中経過
- 広報 1: 地方部会別パスワード登録率
- 広報 2: 広報委員会・情報処理小委員会第2回合同委員会 議事録 (案)

広報 3: ACOG Electronic Membership 登録についてのお知らせ
広報 4: (株)朝日エル「バナー広告のご案内」
女性健康週間 1: 平成 17 年度地方部会担当公開講座一覧
女性健康週間 2: プレス向け勉強会のご案内
女性健康週間 3: 書籍出版企画
女性健康週間 4: 平成 17 年度「女性の健康週間」調査企画案
女性健康週間 4-2: 調査Ⅱ女性の健康問題実態アンケート B
女性健康週間 5: 中高年女性を中心とした三越日本橋本店での展開案
運営委員会 1: 学術集会長選任規定及び学術集会長候補者選定委員会運営内規改定(案)
運営委員会 2-1: 個人情報保護規程(案)
運営委員会 2-2: 個人情報保護に関する事務局職員遵守事項(案)
専門委員会 1: 婦人科腫瘍委員会小委員会委員の追加について
その他 1: 平成 18 年度日本産科婦人科学会予定表(案)
番号なし: 東亜薬品工業(株)「硫酸マグネシウム製剤『マグセント注 100mL』の近況報告」
番号なし: 理事会確認事項(案)

午前 10 時 00 分、理事総数 23 名中 22 名出席(柏村正道理事欠席)、定足数に達したので、武谷理事長が開会を宣言した。

武谷理事長が議長となり、議事録署名人として理事長および庶務担当常務理事、会計担当常務理事を指名して議事に入った。

I. 平成 17 年度第 2 回理事会議事録(案)の確認

上記議事録(案)が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認された。

II. 報告事項

1. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務(落合和徳理事)

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

根本孝 功労会員(神奈川)が 5 月 17 日に逝去された。(弔電等辞退)
杉本修 名誉会員(京都)が 7 月 14 日に逝去された。(理事長名で弔電・生花を手配済)
兼子和彦 功労会員(東京)が 7 月 15 日に逝去された。(弔電等辞退)
飯沼博朗 功労会員(長野)が 8 月 14 日に逝去された。(理事長名にて弔電・生花手配済)
杉山四郎 功労会員(東京)が 8 月 15 日に逝去された。(理事長名にて弔電・生花手配済)
九嶋勝司 名誉会員(秋田)が 8 月 31 日に逝去された。(理事長名にて弔電・生花手配済)
伴一郎 功労会員(京都)が 9 月 13 日に逝去された。(理事長名にて弔電・生花手配済)
川嶋利哉 功労会員(神奈川)が 10 月 24 日に逝去された。(弔電等辞退)

物故会員に対して冥福を祈り黙祷がささげられた。

(2) 第 61 回学術集会長候補者選定委員会委員(案)について [資料: 庶務 2]

第 61 回学術集会長候補者選定委員会の委員候補者(案)を同運営内規に基づき[資料: 庶務 2]の通りとした。

松岡副議長より「候補者選定委員会を先に組織してから学術集会長の募集を行わなければならないが如何か」との質問があり、それに対し、落合理事より「本件については後ほど運営委員会からの報告といたしたい」との説明があった。

(3) 大谷裁判について

6月23日から12月15日までの間に4回の準備的弁論（延べ第10回の準備的弁論）が行われ、各準備的弁論には本会から落合和徳理事、平岩敬一弁護士（代理人）が被告側として出席した。また、阪埜浩司倫理主務幹事が傍聴した。[資料：庶務3]

なお、12月15日の第10回準備的弁論にて、裁判長より和解勧告があり1月17日に和解協議を行いたいと提案があった。[資料：庶務3-2]

平岩弁護士より上記の経緯について、以下のように説明があった。「裁判長より、学会が会告の見直しを検討しているならば和解を考慮しては如何かということで、12月15日に職権として和解協議の提案があった。これについて和解の話し合いを開始するかどうかを理事会で討議されたい」

武谷理事長より「会告を変更するとしたのは和解を受け入れるという前提ではない」ことが説明された。

和氣理事より「大谷医師との裁判中に会告を変更するのはいかがなものか」との質問があり、吉村理事より「着床前診断についての会告の見直しは行っていない」ことが説明された。

松岡副議長より「和解のテーブルに着くかどうかの決断は理事会が行ってよいと考えるが、総会で承認されるためには、学会の対応が否定されるような内容での和解でないことが必要である」との見解が述べられた。

藤井監事より「今回の和解勧告は損害賠償等も含めたものか」との質問があり、平岩弁護士より「和解の条件に裁判長は損害賠償を含めていないようだ。また、お金を払う和解は考えられない」との回答があった。

星合理事より「訴訟が起きてから会告の改定は行っていない」ことの確認がなされた。

吉川裕之理事より根津問題と大谷裁判の違いについて質問があり、平岩弁護士より「根津裁判は根津医師のみが原告の裁判であり、大谷裁判は大谷医師、根津医師、患者が原告となって損害賠償と会告の差し止めを訴えている裁判である」との説明があった。

岡井理事より「裁判長が新聞記事を見た上で日産婦が会告変更を考慮していると判断して和解勧告を進めているとしたら誤解ではないか」との質問があり、これに対し平岩弁護士から「学会が仮に会告を改定するとしても、大谷医師の主張をすべて認めるものでないことは裁判所に申し上げてある」との説明があった。

和氣理事より「大谷医師の問題は男女産み分けの問題であり、これについては学会が認めるものではないことを確認したい」との意見があり、確認された。

落合理事より「たとえ和解交渉を開始しても合意に達しなければ再び裁判となる」との意見が示され、平岩弁護士はこれを確認した。

稲葉理事より「和解に応じるメリットが少ないのではないか」との疑問が呈された。

以上審議の結果、和解の話し合いを開始することを、承認した。

(4) 11月28日付日経新聞・朝日新聞 大谷医師に関わる記事 [資料：庶務4]

(5) 「産婦人科関連診療報酬」に関する要望書を、厚生労働省保険局医療課長宛に提出した(11月11日)。
[資料：庶務5]

(6) 「産科における看護師の役割」に関する本会の見解を、厚生労働省医政局長及び日本医師会宛に書状にて通知した(10月3日)。また、11月7日に厚労省記者クラブにおいて日本医師会青木重孝常任理事、本会稲葉憲之広報委員長及び日産婦医会清川尚副会長による「看護師等による産科業務について」記者会見を行った。 [資料：庶務6]

(7) 代議員より来年度の本会の運営に関する提案を受領した。

①柳田洋一郎代議員（東京）からの提案 [資料：庶務 7-1]

②水上尚典代議員（北海道）からの提案 [資料：庶務 7-2]

(8) 新事務所移転に関わる費用について [資料：庶務 8]

事務局移転を 10 月 29 日に実施した。**荒木事務局長**より資料に基づき予算どおりの支出で移転を完了したことが説明され、これを了承した。

(9) 小林和子職員が平成 18 年 1 月 31 日を以って退職する。これに伴い後任として武田香代子職員を採用することとした。11 月 24 日付の採用とし、小林職員からの引継ぎを開始した（但し、試用期間 6 ヶ月）。

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

① 厚労省の「産科・小児科における医療資源の集約化・重点化のワーキンググループ」に関連し、同省より全国の産科医療の集約化・重点化の現況についてのデータを早急に提出して欲しいとの要請が本会にあった。この要請を踏まえ 9 月 14 日付で各地方部会長に「産科医療の集約化・重点化の現況についてのお伺いご意見・ご提言のお願いについて」照会したところ、現在まで 45 地方部会長より回答が寄せられた（回答率 96%）。当該取り纏めのデータについては、本会の検証・検討を得ていないとの断りの上で、10 月 6 日の厚労省におけるワーキンググループにおいて同省医事課長、母子保健課長に報告した。

なお、当該データについては学会のあり方検討委員会及び産婦人科医療提供体制検討委員会で検討並びに具体的作業をお願いした。

藤井監事より「海野委員長のもとに『産婦人科医療提供体制検討委員会』を設置した」ことが説明された。

石川理事より委員会の業務について質問があり、**海野委員長**より「あり方委員会で全分娩取り扱い施設の状態を把握しようとしているところであったが、小児科に対して 1 年の遅れがあり、急を要する事態であるため、『産婦人科医療提供体制検討委員会』が引き継ぐこととなった」ことが説明された。

石川理事より「北海道では事態は深刻であり、総務省の対応が遅いため、後手にならないように対応を望む」との要望が出された。

② 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における医師、中央評価委員・各地域責任者の推薦について [資料：庶務 9]

厚生労働省医療安全推進室長より「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を実施するにつき、本会から医師 90 名の推薦依頼があった。東京をはじめとする 9 モデル地域の諸先生に各 10 名の推薦を依頼し、厚労省に推薦を行った。

また、当該事業における本会の統括責任者（中央評価委員）1 名、及び全国 9 地区の連絡責任者計 9 名の推薦につき依頼があった。連絡責任者については、各 9 地区に推薦依頼し、8 地区から推薦があった。統括責任者については理事長裁量にて落合和徳理事を推薦した。

③ 第 4 回常務理事会に於いて厚労省より「妊娠と薬情報センター」事業に対する協力依頼があり、10 月に同センターを国立成育医療センター内に開設した旨の書状を受領した（9 月 30 日）。

[資料：庶務 10]

④ 厚労省医薬食品局監視指導・麻薬対策課より「ケタミンの麻薬指定に関する検討について」の書面を受領した（10 月 13 日）。

厚労省はケタミンを麻薬に指定することを検討中であり、本会の意見を取り纏めて欲しいとの要請であり、第 5 回常務理事会にてこれを了承した。 [資料：庶務 11]

⑤ 厚労省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課より ICD の改正に関する告示を受領した（10 月 14 日）。産婦人科領域に関する見直し作業については、岩下光利先生、落合和徳理事が関わった。

⑥第6回常務理事会に於いて厚労省雇用均等・児童家庭局母子保健課より「食を通じた妊産婦の健康支援方策について（意見依頼）」の説明があった。同常務理事会での質疑を踏まえ厚労省より回答があった。[資料：庶務12]

⑦健やか親子21推進協議会 課題2「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援」の全体会議及び幹事会が11月9日に開催され、本会より順天堂浦安病院 吉田幸洋先生が出席した。

不妊への支援の課題があることより、本会から国立成育医療センター 齋藤英和先生を新たに委員に加えた。

⑧健やか親子21推進協議会に関連し、本会も平成16年度より厚生労働科学研究費補助金による厚生労働科学特別研究事業に関わってきた。平成18年度も最終年度として研究に加わることになるが、研究内容及び研究者については本会から健やか親子21推進協議会に参加している岡村州博理事、北川道弘先生、齋藤英和先生、吉田幸洋先生に一任したい。

特に異議なく、了承した。

(2) 文部科学省

①定款改定に関わる手続は後述の通り。

②12月13日付読売新聞記事「公益法人改革骨格」記事について [資料：庶務20]

(3) 最高裁医事関係訴訟委員会

最高裁医事関係訴訟委員会より平成17年11月15日付で依頼のあった鑑定人候補推薦依頼1件につき、鑑定人推薦委員会にて鑑定人候補者推薦手続を開始した。

本件を含め今までに20件の推薦依頼があり、他学会案件とした1件を除く事案につき推薦を行い、うち8件が結着した（4件和解成立、4件判決言い渡し）。[資料：庶務13]

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

①第4回学会・医会ワーキンググループを12月5日に開催した。[資料：庶務14]

本年度の主な検討項目は以下の通り。

- イ) 専門医制度に関わる後期研修のあり方について
- ロ) 教育・研修業務における両会の棲み分けについて
- ハ) 小児科学会との協力について
- ニ) 産科における看護師の役割について
- ホ) 産婦人科医療提供体制検討委員会について
- ヘ) 鑑定人候補者リスト更新について
- ト) 女性の健康週間について

②平成17年6月25日の第2回理事会において「胎児仮死」にかわり「胎児機能不全」への用語変更を行う方針とし、医会への意見を伺うことになった。10月12日付書面にて用語変更につき医会の意見を求めたところ、異存がない旨の回答を受領した（10月20日付）。

なお、現在日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会、日本母性衛生学会に意見を伺っている。

以上について討議され、承認が得られたため、会員にも本件用語変更について意見を伺うこととなった。 [資料：庶務15]

③第3回常務理事会（通信会議）での協議を踏まえ、妊娠・分娩の給付のあり方に関する要望書を医会と連名で、厚生労働大臣・厚生労働省医政局長・同保険局長・日本医師会長他に提出した。

[資料：庶務16]

(2) 日本医師会

疑義解釈委員会に委員として出席している落合和徳理事より議事録を受領した。[資料：庶務17]

(3) 日本医学会

①日本医学会より本会会員に対し、「遺伝学的検査に関するガイドライン」の存在の周知並びに会員が遺伝学的検査を実施する場合にはこれらのガイドラインを参考にしようアナウンスして欲しい旨の書状を受領し（9月12日）、機関誌及びホームページに掲載した。[資料：庶務18]

(4) 日本小児科学会

(イ) 本会及び日本小児科学会との情報交換会の開催について

両会の抱える共通の課題につき話し合うため8月25日に情報交換会を開催した。本会から武谷理事長、岡村常務理事、落合常務理事、日本小児科学会から衛藤会長、別所理事、安田理事、藤村理事が出席した。

小児科学会から以下の提案があった。

①平成18年度の第5次医療改革の検討会議の一つである医師確保三省連絡会議の中に小児科・産科医療施設の集約化に関するワーキンググループが設置されるが、そこでの議論と並行して両会で医師確保三省連絡会議への共同意見書（案）を提出してはどうか。なお、小児科学会では施設基準（案）や診療報酬（案）が出来ており、共同意見書を提出するに当たって本会にも同案の作成を願いたい。

[資料：庶務19-1]

②妊婦への経済的な支援、児童（中学生位まで）への医療費免除等を国会議員、行政、マスコミ等への働きかけを検討するため、両会のプロジェクトチームを設置してはどうか。

③両会の共通課題及び提案をアピールするため本年末か来年初に「次世代育成フォーラム2005」と銘打って、国会議員、厚労省、マスコミ代表、母親代表等を交えた公開討論会を両会主催で行ってはどうか。

(ロ) (イ)における協議を踏まえ、本会・日本小児科学会との合同メディアセミナーを平成18年1月19日（木）17:00～19:00に帝国ホテルで開催することとした。招待予定者は前厚生労働大臣 坂口力氏、厚労省母子保健課長、衆議院議員・参議院議員各数名、NHK解説委員などである。[資料：庶務19-2]

〔IV. その他〕

(1)宮城県庁医療整備課より「本県の自治体病院が産婦人科を含む幾つかの診療科の医師不足に直面している。この実情を訴え少しでも医師に本県自治体病院に勤務して頂けるよう広報のために、貴会を含む主要学会の学術集会においてブースを借りる（有料でも可）との企画が持ち上がっている。については貴会の学術集会においてこのような趣旨のブースを設置することが可能か」との打診があった(8月24日)。

因みに同県ではパンフレットを置く机一つの設置と2名程度の職員派遣を考えており、その場合は10万円前後の出展料になるものと見込まれる。第4回常務理事会にて本件を承認した。

この件について討議がなされ、承認した。

(2)陪席の水沼生殖・内分泌委員会委員長より、富士見産婦人科事件で専門医資格停止中の佐々木京子会員の研修状態について報告があり、熱心に研修を行っているので早期の専門医資格停止の解除を進言したいとの意見具申があった。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1)現在各部署・委員会に今年度決算見込み及び来年度事業計画、予算につき伺っているが、その取り纏め結果を踏まえ12月中または1月初旬に、来期に向けての予算査定委員会を開催する予定である。

(2)取引銀行の格付と残高について[資料：会計1]

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①平成17年度専門医認定二次審査筆記試験問題評価委員会を8月27日に開催した。

和氣理事より「初期臨床研修の必修化に伴い、産婦人科の臨床研修時間が短くなる問題があり、今後

の検討とすべきであろう」との報告があり、了承した。

- ②事務局機能の強化検討小委員会
学術講演会運営についての打合せ会を8月29日に開催した。
第1回委員会を10月25日通信で行った。
- ③総会会場固定化評価準備委員会
第1回委員会を9月1日に開催した。
- ④学術集会期間短縮検討小委員会
第1回委員会を9月2日に開催した。
第2回委員会を11月4日通信で行った。
- ⑤プログラム委員会
第2回委員会を11月24日に開催した。
- ⑥第2回学術委員会、第2回学術担当理事会を12月16日に開催した。

(2) 第59回学術講演会特別講演、シンポジウム担当希望者公募、第60回学術講演会シンポジウム課題公募について

機関誌57巻8号より公募の会告を掲載し、以下の結果となった。

- ①第59回学術講演会特別講演演者：応募なし
丸尾第59回学術集会長の意向により特別講演は行うこととし、和氣学術委員長と丸尾集会長で討議して決定することとした。
- ②第59回学術講演会シンポジウム演者：
シンポジウム1（周産期）：6名
シンポジウム2（生殖・内分泌）：3名
シンポジウム3（腫瘍）：3名
シンポジウム4（一般・その他）：5名

追加募集は行わず、以上のなかから選定することとした。

- ③第60回学術講演会シンポジウム課題応募：2題

(3) 事務局機能の強化検討小委員会の答申について [資料：学術2]

今後は、運営委員会の事務局機能強化推進委員会と合同で業務を推進することとなった。

(4) 低用量経口避妊薬（OC）の医師向け情報提供資料（改訂版案）について [資料：学術6]

学術委員会委員からの意見を踏まえて生殖・内分泌委員会において検討された改訂版の最終案が示され、**武谷理事長**より補足説明がなされた。

特に異議なく、承認した。

(5) 学術委員会運営要綱の改定について [資料：学術7]

特に異議なく、承認した。

(6) 専門委員会関連

イ. 周産期委員会

- ①C型肝炎母子感染対策に対するガイドライン策定：検討の依頼を行った。[資料：学術8]

- ②陣痛促進剤の使用に関するガイドライン策定について [資料：学術9]

内容について**岡村理事**より説明があった。

吉川裕之理事より「ガイドラインとは、学会員が遵守する義務を負うものであり、一般会員の了承を得ないで作成するのは如何なものか」との意見が述べられた。これに対し、**岡村理事**より「厚生労働省から早急に作成してほしいとの要求があり、また、社会的要請があることや会員の保護の上でも早急な作成が望ましいと考えて作成した」との説明があった。

武谷理事長より「日常の診療として行っていることであり、むしろ現状の追認であるとする。今後も柔軟に改定していきたい」との見解が述べられた。

吉川裕之理事より「問題の重要性を考えると、まず厚生労働省にガイドライン案として提出しておき、その後、一般学会員に検討していただく十分な時間を持ち、さらに内容を練った上でガイドラインとして作成するべきではないか」との見解が述べられた。

岡井理事より「原則は吉川理事に賛成だが、ガイドラインの作成には時間がかかることでもあり、まずこの形でガイドラインとして厚生労働省に提出するべきであろう」との見解が述べられた。

武谷理事長より「それらを含めてガイドラインではなく、『留意点』とした」ことが説明された。

平松理事より「PG に関してはエビデンスがないため、現在は学問的に明確なガイドラインの作成は難しい」ことが指摘された。

和氣理事より「学術委員会と周産期委員会の連携を一層強化し、可能な限り早期に立派なガイドラインとして完成させる」ことが説明された。

佐藤監事より「会員が早く熟知できるよう、まず、一般学会員に告知してほしい」との要望があり、審議の結果、了承した。

星理事より「可能ならば『産婦人科研修の必修知識 2007』に掲載したいので手続きを急いでいただきたい」との意見が出された。

和氣理事より「昨日の学術委員会で、総会資料にシンポジウム非採択者の氏名を掲載することの可否が問題となったこと」が報告され、午後の討議に加えることとなった。

4) 編集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

- ①第8回 JOGR 編集会議を11月14日に開催した。
- ②第5回編集会議を11月25日に開催した。
- ③第2回編集担当理事会を12月16日に開催した。

(2) [JOGR 関係]

JOGR の編集業務を委託する業者につき、3社のプレゼンテーション及び見積もりをとった。その結果、10月21日の第5回常務理事会にてブラックウェルパブリッシング㈱に委託することが承認された。理由は①英文学術雑誌の編集業務を35誌手掛けており実績があること、②JOGRの出版に関わっており、発刊の遅れ等トラブル発生リスクを勘案すれば業務遂行の確実性が最も高いこと、である。費用も現行より安くなる。

なお、来年1月から3月までを移行期間とし、4月から正式にJOGR編集業務を事務局に移管する予定であったが、諸般の事情から業務委託を2月1日開始とすることに変更した。

(3) 学会雑誌を電子データ化して一般に無料で提供するサービスにつき、国立情報学研究所と契約しているが、この機構が変わり今般料金を徴求することが可能となった。学会雑誌を閲覧する際、学会員は従来通り無料だが、一般は有料とする内容での契約条件の変更を編集で検討の結果、従来同様一般も無料とする結論に至り、第4回常務理事会でこれを承認した。

5) 渉外 (丸尾 猛理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO の Congress Secretariat である Dr. Chuo より武谷理事長宛に、2006年に開催される XVIII FIGO の promotion slide を準備したので日本での諸会議で利用して頂ければ有り難い。また、日産婦学会会員への配布のために XVIII FIGO に関する資料が必要な場合は知らせてほしいとの書面を受領した(7月21日付)。

(2) FIGO Congress Secretariat の Dr. Sim より2006年11月にマレーシアで開催される XVIII FIGO

World Congress において Continuous Medical Education (CME) Accreditation を承認するかどうか問い合わせがあり、本会として CME Accreditation および Scientific Programme を承認する旨を返信した (8月20日付問い合わせ、8月23日回答)。

(3)9月17~19日にロンドン (英国) で開催された第60回 FIGO Executive Board Meeting ならびに9月20~24日ボローニア (イタリア) での FIGO Forum に丸尾理事が出席した。

第60回 FIGO Executive Board Meeting での本会に関する決定事項は以下の通りであった。

- A. FIGO Constitution の一部改正が以下の通り、承認された。
 - 1) Secretary General (現在、Prof. Arulkumaran)は FIGO の full time employee になる。
 - 2) 今後は次の FIGO Congress の President が FIGO President となる。
- B. 2012 FIGO Congress の開催地としてプラハ (チェコ共和国)、ベルリン (ドイツ)、ローマ (イタリア)、セビル (スペイン)、ストックホルム (スウェーデン)、ジュネーブ (スイス)、ロンドン (英国) の7都市より立候補があった。Dr. Cabero-Roura、The Lord Patel と Dr. Markku Seppala で選定委員会を構成し、site visit の後、候補地を絞るこことなった。現在、FIGO Congress は3年毎に開催されているが、2年毎の開催については是非を検討することとなった。
- C. FIGO Awards の nomination では、FIGO Distinguished Service Award に対して Prof. Makmoud Fathalla と Prof. Jack Moodley が推薦された。
- D. International Journal of Gynaecology and Obstetrics に関して、1) Impact factor は2000年の0.663から2003年の0.800へと上昇、2) Editorial office は2006年にはシカゴ(米国)から FIGO Secretariat (英国) へ移動する。
- E. 次回の FIGO Executive Board Meeting は2006年6月10~11日にロンドン (英国) で開催される。
- F. FIGO President は予定通り、2006年 FIGO Congress の General Assembly の際に Dr. Acosta から Dr. Shaw へと引き継がれる。
- G. 2006 FIGO Congress (2006年11月5~10日)の広報活動のため、2006年4月本会総会時の FIGO ブース開設に向けての協力要請があった。

(4)XVIII FIGO World Congress への Call for abstracts の案内を受領した。締め切りは2006年3月8日 (9月21日付)。

(5)FIGO Secretary General の Dr. Arulkumaran より、combined estrogen-progestogen oral contraceptives (COCs)の carcinogenicity に関して、WHO は1) COCs は大部分の健康女性に対して health risk よりも health benefit がまさること、2) hormonal menopausal therapy は乳癌発症のリスクを増加させるので、50歳以上の女性には mammography によるスクリーニングが重要であるとの声明を出したとの書面を受領した (10月5日付)。

(6)FIGO President の Dr. Acosta より 2005年9月18~19日にロンドンで開催された会議で、The third stage of labour and postpartum hemorrhage (PPH)の管理指針に関して以下の2つの動議を出した旨の書面を受領した。1) member societies が、PPHによる母体死亡を減らすべく活動の代表者に権限を与えるために、midwife, nursing and medical colleagues と合同会議を持たれたい、2) oxytocin と misoprostol の適正使用について看護師、助産師、general practitioner に教育を行い、これら薬剤の継続的供給と輸血バンクの設立について政府に働きかけられたい。

(7)XVII FIGO World Congress Organizing Chairperson の Dr. Yahya より、2006年11月5~10日に Kuala Lumpur で開催される FIGO 2006 Congress の主要目的の一つは Women's Health 領域での最新かつ関連情報を広めることである。この Congress を成功させるために本会から出来るだけ多数の参加をお願いしたい旨の書面を受領した。

[AOFOG 関係]

(1)AOFOG Secretary General である Dr. Sumpaico 宛に、本年ソウルで開催される XIXth Asia & Oceania Congress of Obstetrics & Gynaecology の会期中での General Assembly (10月2日と4日)に出席する official delegates は5名 (武谷理事長、村田代議員、丸尾理事、岡井理事、嘉村理事)、投票権を持つ代表者は2名 (武谷理事長、村田代議員)、New Council Member は2名 (武谷理事長、丸

尾理事) および Executive Board Member は 1 名 (2006 年 3 月末まで村田代議員、2006 年 4 月より岡井理事) のリストを通知した (6 月 30 日付)。

(2) 韓国の Chang 名誉教授より、本年 10 月の AOFOG Executive Board Meeting の Agenda に日本から AOFOG 名誉会員の推薦が出ていないが?との問い合わせが武谷理事長宛にあり、本会として中野仁雄名誉会員を推薦することが通信会議で承認され、武谷理事長より推薦状を AOFOG Secretary General Dr. Sumpaico 宛に送付した (8 月 24 日付)。

(3) 10 月 1 日開催の AOFOG Executive Board Meeting ならびに 10 月 2 日開催の Council Meeting, General Assembly において中野仁雄名誉会員の AOFOG Honorary Fellow が承認された。授与式は 2007 年東京での第 20 回 AOCOG の General Assembly において執り行われることが決定した。また、本会との関連では以下の内容が承認された。

坂元正一名誉会員: Chairman, AOFOG Advisory Committee、

武谷理事長: Chairman of the Organizing Committee, XX AOCOG 2007

丸尾理事: Council Member

村田代議員: Vice-President, Chairman, Journal Committee (2005-2006), Chairman, Scientific Programme Committee, AOCOG 2009

岡井理事: Chairman, Journal Committee (2006-2007)

池ノ上代議員: Chairman, Maternal & Perinatal Health Care Committee

(4) ① AOFOG Secretariat General Dr. Sumpaico よりインドとパキスタンの地震災害に対して 1-month AOFOG Earthquake Fund Campaign (Oct 16~Nov 15) を立ち上げて財政援助を行ないたく、donation を募りたい旨の書面を受領した (10 月 19 日付)。

② 丸尾理事より AOFOG Secretariat General Dr. Sumpaico に、本会が 1-month AOFOG Earthquake Fund Campaign に対して 30 万円の支援を行なうことを決定した旨を通知した (10 月 28 日付)。

③ AOFOG から本会に要請のあったパキスタン地震義捐金 (1-month AOFOG Earthquake Fund) 援助に対して、11 月 11 日に 30 万円の義捐金送金を完了した。この件について本学会 home page に掲載し、会員へ通知した。

[AOCOG 関係]

(1) The XIXth AOCOG が 10 月 1~5 日に韓国ソウル市で開催され、2007 年東京での AOCOG 会議開催を控え、視察に日産婦学会から理事長、理事 6 名、幹事 10 名が出席した。また、「産婦人科医育成奨学基金」による海外派遣制度により若手産婦人科医を派遣した (24 名、3 名欠席)。

(2) The 9th Korea-Japan Joint Conference of Obstetrics and Gynecology が 10 月 1 日、AOCOG 開会式の前日の午後にソウル市で開催された。

(3) 第 21 回 AOCOG 開催はオークランド (ニュージーランド) となることが決定された。

[ACOG 関係]

特になし

[SOGC 関係]

(1) SOGC の Executive Vice-President の Dr. Lalonde より、日産婦学会代表者のケベックでの SOGC annual meeting 参加に対する謝意とともに、日本とカナダ間での exchange program、FIGO project である postpartum hemorrhage による maternal mortality、contraception and sexuality project に関して 2 国間で検討したい旨の書面を受領した (7 月 4 日付)。

(2) SOGC の Director of Corporate Affairs の Dr. Paquette から、2005 年 6 月ケベックでの SOGC と JSOG との申し合わせに基づいて、2006 年 SOGC 年次会議 (2006 年 6 月 22~27 日、バンクーバー) に JSOG から役員 2 名と junior fellow 3 名の計 5 名を招きたい旨の e-mail を受領した (12 月 8 日付)。

[その他]

(1) Philippine Obstetrical and Gynecological SocietyのDr. Cuencaより、武谷理事長宛に11月8～11日にフィリピンで開催されるAnnual convention and 59th anniversary celebration meetingに招待したい旨の書面を受領した(8月16日付)。

(2) Taiwan Association of Obstetrics and Gynecology の Dr. Yang より武谷理事長宛に、2006年3月25～26日に開催される Annual Conference of Taiwan Association of Obstetrics and Gynecology での記念講演に招待したい旨の書面を受領した(11月10日付)。

また、日本から2名の若手医師を招待し、台湾の4名の若手医師とのシンポジウムを実施したいとの招請があった。それぞれの研究に関する20分間のスピーチを行って欲しいとの要請である。なお、Supervisorとして落合和徳理事が招待されている。

6) 社 保 (嘉村敏治理事)

(1) 会議開催

①10月1日に日本産婦人科医会平成17年度第2回社会保険委員会が開催され、本会から稲葉委員、松田委員が出席した。

②11月19日に日本産婦人科医会平成17年度第3回社会保険委員会が開催され、本会から落合委員、松田委員が出席した。

③第2回社会保険委員会を12月16日に開催した。

(2) 外保連から平成18年度社会保険診療報酬改定要望書 CD-ROM を、内保連から平成18年度社会保険診療報酬改定要望書冊子を受領した。

(3) 内科系学会社会保険連合委員会(内保連)に本会から亀井清先生と早川智先生の2名を選出した。

(4) 厚生労働省との医療技術評価に関するヒアリングについて

①外保連 8月4日に外保連委員の松田委員と西井委員が出席

②内保連 7月27日に内保連委員の亀井委員と早川委員が出席

(5) 外保連の手術委員会を通じて、厚生労働省から手術施設基準の設定されている術式のアウトカムと症例数のアンケートデータを公開して欲しいとの要望があり、これに回答した。嘉村理事より「昨日の社保委員会でこれは撤廃される可能性があることが報告された」との発言があった。

(6) 疑義解釈委員会より薬理作用に基づく医薬品適応外使用例について、6月に回答しているものに追加等ないか再検討して欲しいとの依頼があり、社保委員会にて検討し、追加分を加えて提出した。

[資料：社保1]

アセチルスピラマイシンが製造中止へとなる。今後、スピラマイシン輸入許可が得られるかは未定である。

(7) 疑義解釈委員会の落合委員より、Rh-の妊婦に対する抗Dヒト免疫グロブリンの投与に関し厚生労働省から照会があったとの連絡を受け、社会保険委員会で意見を取り纏め、「正常分娩及び12週以降の自然流産であれば保険適応であり、人工妊娠中絶や12週未満の流産の場合は自費扱い」との回答を行った。

(8) 京都府立医科大学大学院女性生涯医科学教授 本庄英雄先生及び、国際医療福祉大学熱海病院産婦人科教授 五来逸雄先生の連名で、10月31日付けでエストラジオール外用ジェル剤「エストロジェル」の早期承認に関する趣意書を受領し、本件について、生殖・内分泌委員会水沼委員長に内容の検討を依頼した。[資料：社保2]

水沼委員長より早期承認を求めるべきとの答申があった。これにより、武谷理事長名で厚生労働省に早期承認に関する要望書を提出することを、承認した。

また、落合理事より「日本医師会あてにも提出していただきたい」との意見があり、承認した。

(9) **嘉村理事**より硫酸マグネシウム製剤（マグセント注 100ml）の承認に関する近況が報告された。

7) 専門医制度（宇田川康博理事）

(1) 会議開催

① 第2回認定小委員会を9月10日に開催した。

(2) 第3回中央委員会について

9月10日に開催し、平成17年度専門医認定二次審査結果、専門医認定更新審査結果及び卒後研修指導施設指定審査結果を協議した。

① 専門医認定二次審査

申請者 359名、受験者(筆記試験 352名(東京 183名、大阪 169名)、面接試験 324名(東京 166名、大阪 158名)、合格者 312名(東京 165名、大阪 147名)、不合格者 43名(東京 20名、大阪 23名)であった。[資料：専門医制度 1、2]

合格率は、筆記試験では不合格が42名となり受験者 352名に対し合格者 310名で合格率は88.1%となった。全体では不合格者が43名となり受験者 355名に対し合格者 312名で合格率は87.9%となった。

② 専門医資格更新審査

更新申請は933名で、合格は928名、不合格5名であった。[資料：専門医制度 3]

③ 専門医資格再認定審査

再認定申請は34名で、全員合格した。[資料：専門医制度 4]

新規申請者・更新申請者・再認定申請者ともに、申請者宛に9月20日付で審査結果を通知し、新規申請合格者は専門医登録がすみ次第認定証を送付する。更新申請合格者・再認定申請合格者は地方委員会宛に10月1日付で認定証を送付した。

④ 資格更新延期願

資格更新延期願申請は13名あり、延期可は12名、延期不可は1名であった。[資料：専門医制度 3]

⑤ 卒後研修指導施設指定審査

新規申請施設は22施設で、合格施設は21施設、不合格施設は1施設であった。

[資料：専門医制度 5]

更新申請施設は39施設で、合格施設は39施設であった。[資料：専門医制度 6]

(3) 新臨床研修プログラムについてのアンケート

全国医育機関の指導責任医宛に新臨床研修プログラムについてのアンケートを10月4日に送付した。

宇田川理事より「再受験者に重ねての不合格者が出ており、今後は5年に亘って合格しなかった者には既に合格した方の試験(面接/筆記)も再受験し直すなどの処置が必要ではないかと思う」と述べられた。

岡村理事より「卒後すぐに日産婦会員になった新臨床研修医に対して何らかのメリットを与えられないか」との提案があり、**落合理事**からは「筆記試験のみでも早く受けられるといったアドバンテージを与えられないか」との提案もあった。**宇田川理事**より「1月の委員会で検討予定である」との回答があった。

丸尾理事より「筆記試験のみ、面接試験のみの合格者の有効期間はあるのか」との質問があり、**宇田川理事**より「先に触れたように検討する」との回答があった。

8) 倫理委員会（吉村泰典委員長）

(1) 本会の見解に基づく諸登録（平成17年11月30日）

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：55 研究
- ②体外受精・胚移植、およびGIFTの臨床実施に関する登録：656 施設
- ③ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：555 施設
- ④顕微授精の臨床実施に関する登録：390 施設
- ⑤非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22 施設

(2) 会議開催

- ①第5回倫理委員会を12月8日に開催した。
- ②第7回登録・調査小委員会を11月29日に開催した。
- ③第4回会告見直しに関するワーキンググループを10月27日に開催した。
- ④第5回着床前診断の適応に関するワーキンググループを12月1日に開催した。
- ⑤第2回遺伝カウンセリング小委員会を12月7日に開催した。

(3) 名古屋市大及びセントマザー産婦人科医院(福岡)から習慣流産症例に対する着床前診断に関する臨床研究・施設認可申請書を受領した。

9) 教育(星 和彦理事)

(1) 会議開催

- ①第2回教育委員会を11月2日に開催した。
- ②第2回教育委員会打合会を12月16日に開催した。

(2) 「用語集・用語解説集」について

2006年中に改訂版を発行予定で、鋭意作業を進めている。なお、今後用語集・用語解説集については4年毎に改訂版の発行を目指すこと、了承した。

吉川裕之理事より「用語集の仏語、独語を省くことにより、頁の増大を抑制したい」との意見が出された。これに対し、佐藤監事より「経済効果が大きければ、賛成であるが、少ないようであれば載せておいてもよろしいのではないか」との意見が出された。吉川裕之理事より「60ページ以上の削減になり、新しい項目も増えていることであり、削減の意義は大きい」との見解が示された。

嘉村理事より「今後更新されないことを考えると削除が適当であろう」との意見が出され、また、岡村理事より「言い換えの不可能な単語もあり、残すべき単語を用語小委員会で選定してほしい」との意見が出された。

岡井理事より「用語についての会員の意見を広く聴取してほしい」との意見が出され、これに対し、吉川裕之理事より「広報のやり方については検討したい」との回答があった。

2. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会(吉川裕之委員長)

(1) 会議開催

- ①第5回あり方検討委員会を11月25日に開催した。
- ②第2回産婦人科医療提供体制検討委員会内グランドデザイン検討チーム・実態調査分析チーム合同会議を12月16日に開催した。

(2) 厚生労働省は医師の確保が困難な地域における医療の確保を推進するための諸課題について具体的な取組を推進するため、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」を設置しているが、8月11日(木)の第9回会議に本会より産科医療の現状等について説明のため藤井信吾監事が参考人として出席した。

また、8月17日付で「地域医療に関する関係省庁連絡会議」の下部組織として「小児科・産科における医療資源の集約化・重点化に関するワーキンググループ」が設置され、本会より委員として藤井監事が参加した。同ワーキンググループは延べ3回開催された。同ワーキンググループでの討議を踏まえた答申は[資料：学会のあり方1]の通りとなっている。[資料：学会のあり方1]

(3) 周産期医療に関するデータベースの整備を兼ねて大学および関連病院に関する実態調査をアンケート方式で実施した。実態調査の途中経過を取り纏めた。 [資料：学会のあり方 4]

(4) 各地方部会長宛「全国周産期医療データベースに関する実態調査についてのごお願い」について [資料：学会のあり方 2]

(5) 産婦人科医療提供体制検討委員会（理事長の諮問機関、海野信也委員長）について [資料：学会のあり方 3-1, 3-2, 3-3]

吉川裕之理事より「大学と関連病院の実態調査について、データベース作成まではあり方委員会で作成し、その後は『産婦人科医療提供体制検討委員会』にて作業を継続する予定である。今後のあり方検討委員会の業務として、一般産婦人科医療のガイドラインと学会の理念を作成することの2点を中心とする」ことが説明された。

井上理事より「厚生労働省の案を見るに、センター化・重点化が中心であるが、地域の産科医療の撤退につながり、医療を受ける平等性が損なわれるのではないかと。また、日本での分娩の50%は有床診療所で行われており、有床診療所を切り捨てるような方向に行くのは如何なものか」との意見が出された。これに対し、武谷理事長より「集中化には問題点もあり、集中化が縮小化につながらないように注意していきたい」との見解が述べられた。

吉川裕之理事より「各大学の約1000件の関連病院のうち、約100病院より派遣医師の撤退が行われているが、集中化は想像されていたほどには進んでいない」との報告があった。

平松理事より「大学病院で分娩取り扱い中止に至ったケースがあるようだが実態は如何か」との質問があり、吉川裕之理事より「大学病院分院で分娩取り扱いをやめた施設が複数ある」との報告があった。

丸尾理事より「海外学会への若手医師の派遣についてあり方委員会でも検討していただけないか」との依頼があり、和氣理事より「定常業務であり、教育委員会で行うべきであろう」との見解が示された。これにより、武谷理事長より星教育委員長に今後の選考の委託があった。

海野委員長より『産婦人科医療提供体制検討委員会』の設置の経緯と業務について説明があり、「本年度末までに中間報告の形で今後の行動計画を報告する」との報告がなされた。

石川理事より「理念I-③について、産婦人科がすべての分娩に責任を持つのは不可能ではないか。北海道では現状では不可能である」との意見が出された。これに対し海野委員長より「産婦人科医は周産期医療全体に対して責任があると言う対場で関与しなければ、その制度に対して責任ある発言が出来ないとの考えで、このような理念を形成するに至った」ことが説明された。和氣理事より「これはあくまで理念である」との説明があった。武谷理事長より「表現をより一層検討したい」との意見が出された。

星合理事より「分娩の安全と産婦の希望の兼ね合いを考慮していただきたい」との要望が出され、また、井上理事より「患者のニーズに対応した対応を考慮すべき」との意見が出された。

岡村理事より「産婦人科医師不足の現状が地域では認識されていないように思われる」との意見が出された。

海野委員長より「キーワードは診療の多様性と情報公開であり、公開された情報をどのように使用するかは、患者の決定権に属すると考える」との見解が述べられた。

田中理事より「秋田では公的な病院では産婦人科医は全科直当も行っている。逆に正常分娩であれば産科以外の医師が取り扱えるような状況を作っていくことも必要ではないか」との意見が出された。これに対し、武谷理事長より「緊急避難としては良いと考えるが、定常業務としては今後検討したい」との見解が示された。

野田理事より「教育の場で職場の協調についても教えるべき」との意見が述べられた。

以上協議の結果、海野委員会の基本方針を、承認した。

2) 広報委員会 (稲葉憲之委員長)

(1) パスワード登録状況 (11月30日現在)

[資料: 広報 1]

在籍会員 15,520名

登録済会員 7,341名 登録率 47.3%

地方部会長のみならず、医会の支部長にもパスワード登録の協力を要請するとの方針が示され、承認した。

(2) 会議開催

第2回広報委員会・情報処理小委員会を10月24日に、第3回広報委員会・情報処理小委員会を12月10日にそれぞれ開催した。 [資料: 広報 2]

(3) ACOG Electronic Membership の登録について [資料: 広報 3]

日産婦会員に対して、ACOG Electronic Membership (投票権が無いこと等を除き、正会員と同様のサービスを web 上で受けられる) を、1人1ドルで提供可能である。

会員に対し、上記 Membership のことをメール等で連絡し、パスワード登録会員は、不参加の意思を伝えてきたもの以外は自動的に登録の方向とすることを、承認した。

(4) 本会ホームページのバナー広告を各企業へ朝日エルがアプローチすることとした。 [資料: 広報 4]

(5) 陣痛促進剤使用の留意点を日産婦 HP にのせることを、承認した。

3) AOCOG2007 組織委員会 (武谷雄二委員長)

(1) 会議開催

① 第4回 AOCOG2007 組織委員会を11月22日に開催した。

② 第2回 AOCOG2007 実行委員会を12月17日に開催する予定である。

4) 生殖医療評価機構検討委員会 (田中俊誠委員長)

特になし

5) 女性の健康週間委員会 (石塚文平委員長)

(1) 会議開催

第6回女性の健康週間委員会を12月8日に開催した。

(2) 平成17年度公開講座状況について [資料: 女性健康週間 1]

(3) プレス向け勉強会の開催について [資料: 女性健康週間 2]

11月30日にプレス向け勉強会を開催し、19社21名が参加した。「女性の健康に関する最近のトピックス」を取り上げ、女性の健康週間運動の宣伝と産婦人科医の現状について周知を図った。

(4) P&G ウィスパーがスポンサーとなる書籍出版企画について [資料: 女性健康週間 3]

(5) アンケート(案)及びポスター(案)について [資料: 女性健康週間 4]

(6) 市民公開講座について

日本シェーリング(株)より来年の市民公開講座について従来通り補助を行う旨新潟大学に回答があった。但し契約については従来の2年契約ではなく、今後は学術集会長と単年で契約することとなった。

なお、来年の市民公開講座の内容は「出産・育児に悩んでいませんか。みんなで考えましょうー楽しい、出産・育児を」(仮題)で、妊娠・出産・育児に関する悩みごと(特に育児)などをテーマとし、その現状と解決法などについて、講演および討論を行う予定である。開催日は平成18年4月22日(土)午後3時~午後6時、場所はパシフィコ横浜アネックスホール。

井上理事より「女性の健康を支えている産婦人科医師が危機的状況にあることをマスコミに強く伝えていただきたい」との意見具申があり、了承した。

佐藤監事より「骨塩量測定に関しては、DEXA で行わなければ不正確であり、混乱を防ぐために中止したほうが良いのではないか」との意見が出され、石塚理事より「検討させていただく」との回答があった。

Ⅲ. 協議事項

1. 運営委員会の答申について

1) 定款の改定について [資料：庶務 1]

落合理事より資料に基づき、「事務局移転及び常務理事数の変更（8名→10名）に伴う定款の変更伺いを文部科学省研究助成課宛に提出した（7月6日）ところ、同省担当者から今回の定款変更に伴って本会の現行定款に①会員除名や役員解任の際、理事会や総会で弁明の機会を設けるとの文言を入れること、②定款第16条の社員規定を以って、第32条をはじめとする総会の議決条項に関して、議決権を有するのは社員と変更するように、即ち総会において議決権を有するのは代議員に加え役員も含めること、との指導があった。

①については実態に合わせ文言を入れることは問題ないものとして弁明の機会を設けるとの文言を入れた。②の指摘については疑義があるとして議長団、庶務担当常務理事及び平岩弁護士の検証を得た上で、事務局長から文科省担当者宛に書面で伺い書を提出した。同伺い書に対し、文科省より8月31日に本会からの申し入れ通り議決権を有するのは代議員のみであることの確認の連絡があった。については民法上の社員から役員が外れ、代議員のみということになった。

更に、同省より会費の滞納については除名規定の中にはなく資格の喪失の規定の中に移した方がよいのではないか等の指摘が10月28日にあった。文部科学省の指摘は尤もと思われるので、指摘通り修正した上、同省に提出のところ、今回の定款改定申請につき11月11日付で省内の了解が得られたとの連絡があった。については、当該定款改定案を以って機関誌1月号に掲載し、会員の意見を伺うとともに、総会の承認を得る手続としたい。」との説明がなされ、これを承認した。

2) 学術集会長選任規定及び学術集会長候補者選定委員会運営内規の改定ならびに第61回学術集会長候補者選定委員会委員（案）について [資料：庶務2、運営委員会1]

落合理事より資料に基づき、学術集会長選任規定及び学術集会長候補者選定委員会運営内規の改定案、第61回学術集会長候補者選定委員会委員（案）について説明がなされ、またこれらの協議事項は昨日の運営委員会で承認されたとの報告があり、これを承認した。

また、落合理事より「第61回学術集会長の立候補を9月30日で締め切り、1名が立候補した。学術集会長は第4回理事会に於いて選任いたしたい。」と補足説明があり、承認した。

3) 個人情報保護規程(案)、個人情報保護に関する事務局職員遵守事項(案)の策定について

[資料：運営委員会 2-1, 2-2]

落合理事より資料に基づき、個人情報保護規程(案)及び個人情報保護に関する事務局職員遵守事項(案)の策定についての説明がなされ、これを承認した。

4) 会費免除会員問題について

本件に関して以下の発言および意見があった。

岡村理事「会計全体の中の一つの問題として捉えて頂きたい」

武谷理事長「10年20年先を見据えてactionを起こさなければならない」

落合理事「本日の庶務資料7-1にある通り1代議員からも会費免除会員問題についての私見が提示されている。仮に会費免除会員の条件を年齢80歳会員歴50年として試算すると、平成20年度での会費収入は現行の条件を継続した場合よりも相応に増加すると予測される」

武谷理事長「運営委員会で引き続き検討して頂きたい」との意見を受け、本件に関しては運営委員会にて引き続き検討していくことを、承認した。

2. 学術委員会の答申について

1) 第 58 回学術講演会一般演題審査・高得点演題選定・優秀演題賞選定に関する審査について

[資料：学術 1]

本件に関して以下の発言および意見があった。

和氣理事「12月16日に開催した第2回学術委員会、第2回学術担当理事会ではプログラム委員会を代表とする高桑幹事より報告を受け、これを承認した」

田中第58回学術集会長「今回は、基本的に一般演題は倫理的に問題があるもの等を除いて全て採択した」

高桑幹事より資料に基づき「第58回日本産科婦人科学会学術講演会に一般演題1218題とIS97題の合計1315題の応募があり、一般演題査読および判定経過、一般演題査読者用留意点に基づいて採択した。また11月24日に第2回プログラム委員会が開催され、7点以上から2回の査読を行って高得点演題が、8～9点から優秀演題候補演題が例年のような方法で選択された」との説明がなされ、これを承認した。

2) 総会会場固定化評価準備委員会の答申について [資料：学術 3]

吉川史隆理事より資料に基づき総会会場固定化評価準備委員会の答申について説明がなされた。本件に関して以下の発言および意見があった。

和氣理事「総会会場固定化評価準備委員会から学術委員会への答申書報告を受け、今後はこの総会会場固定化評価準備委員会を総会会場固定化評価委員会として検討を行っていく」

岡村理事「62回をどうするかについてスケジュール的に間に合うのか」

和氣理事「62回は間に合わない。評価委員会の中間評価の結果を受けてではあるが、最終的には理事会の承認が必要であるため、時間的ずれが生じている」

松岡副議長「先に予約を取る事で会場費が減るとのことだったのに、62回は評価委員会の中間評価の結果を見て決めるということでは62回は会場の予約ができないので事前予約による会場費の減少は不確実となる」

和氣理事「現実的には62回は現行の方法でやるしかスケジュール的に間に合わない」

岡井理事より「会計業務の問題も生じるので、この問題は学術だけでなく全体として検討していかなければならない」との意見を受け、この方向性で検討していくことを、承認した。

3) 学術集会期間短縮検討小委員会の答申について [資料：学術 4]

吉田学術集会期間短縮検討小委員会委員長より、資料に基づき学術集会期間短縮に関する学術委員会への以下の答申事項の説明がなされた。

「①学術集会の期間は金・土・日の3日間に短縮する、②総会は学術集会開催日前日の木曜日に行う、③生涯研修プログラムは、学術集会の重要な事業と位置づけ、これを継続、強化する。特に総会の決定事項を会員に知らしめるためにも学術集会前日に総会を開催する必要がある」

本件に関して以下の発言および意見があった。

和氣理事「会員の意向を確認するために、本答申事項をホームページに載せて、広く会員の意見を求める、代議員全員に対して郵送で賛否を問う、それらの結果をふまえて各地方部会長宛に地方部会の意見を確認する、ことを考えている。期間短縮案を会員にそのような方法で告知してよいか諮りたい」

丸尾理事「会員に告知する手順が相当詳細に検討されている。会場固定化の時はこのようなきめ細かい会員意向調査の手順を踏まなかったことが問題であった」

和氣理事より「この理事会で、学術集会期間短縮検討について会員に告知として6ヶ月さらして意向を確認する手順を承認して頂きたい」との提案がなされ、これを承認した。

更に**和氣理事**より「シンポジウム応募者が減少傾向にあることの原因の一つとして総会資料にシンポジウム応募者の不採用者氏名が掲示されることが考えられるため、この不採用者氏名を掲示しないことを承認してもらいたい」との提案があり、承認した。

丸尾理事「賛成ではあるが、シンポジウム応募者減少の原因は不採用者氏名が掲示されることではないと思う。4課題になっていることで応募数が限定されていると考える。いずれ2課題にすることを検討することが必要になってくると考える」

4) 学術奨励賞に関する「会員へのお知らせ」ならびに補足説明について [資料：学術 5]

和氣理事より「具体的な推薦、応募方法に関する『会員へのお知らせ』を機関誌57巻10号に掲載し、理事、代議員、地方部会長、教授宛に別途推薦の依頼を行った。応募資格について、第5回常務理事

会（10月21日）にて協議された結果、さらに資格の細部の検討が必要であるとの結論に至り、学術委員会に再検討の指示があった。検討結果につき、第6回常務理事会（11月25日）において協議し、『学術奨励賞についての補足説明』が承認され、ホームページに掲載し、理事、代議員、地方部会長、教授宛に通知した」との説明がなされ、これを承認した。

3. 専門委員会について

1) 生殖・内分泌委員会

水沼英樹委員長「エストロジェルの早期承認要望書提出に関しては先に承認を得た。他の協議事項は特になし」

2) 婦人科腫瘍委員会

①婦人科腫瘍委員会小委員会委員追加について [資料：専門委員会 1]

稲葉憲之委員長より、資料に基づき「婦人科腫瘍委員会の『子宮頸部悪性腺腫とその類縁疾患の術前診断および治療ガイドライン確立に関する小委員会』に小西郁夫小委員会委員長の要望で、京都大学の藤井信吾教授に委員に加わって戴きたい」との提案がなされ、委員追加を承認した。

3) 周産期委員会

岡村州博委員長「協議事項は特になし」

4. 機関誌編集について

前半で報告、協議済み

5. 専門医制度について

前半で報告、協議済み

6. 倫理委員会について

1) 遺伝カウンセリング小委員会答申について[資料：倫理 5]

吉村理事より資料に基づき「遺伝カウンセリング小委員会答申を受領した。本会がこれまで行ってきた生殖遺伝カウンセリングに関する講習および認定を今後は日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会との共同としたい」との説明があり、これを承認した。

2) 慶應義塾大学から申請された4例の「着床前診断に関する臨床研究・施設認可」ならびに着床前診断に関する審査小委員会からの答申について [資料：倫理 3]

吉村理事より資料に基づき「申請された1症例ごとに検討、答申する基本方針のもと、着床前診断に関する審査小委員会からの答申を受け、倫理委員会で申請された4症例を慎重に検討した結果、3症例の着床前診断実施の承認、1症例はなお検討を要すると判断し現段階では非承認とした」との説明がなされ、これを承認した。

本件に関して以下のような発言、質疑があった。

佐藤監事「先に第1例として着床前診断の実施を承認されたデュシェンヌ型筋ジストロフィー症例のその後の経過報告をしっかりと行ってもらいたい」

吉村理事「日産婦学会登録調査小委員会に経過は報告している」

武谷理事長「個々の1例ずつの報告も大事だが、今後、ある程度症例数がまとまったところでまた報告して頂きたい」

3) 着床前診断の適応に関するワーキンググループ答申（12月1日付）について[資料：倫理 4]

吉村理事より資料に基づき以下の説明および提案がなされた。

「着床前診断の適応に関するワーキンググループ（大濱小委員長）からの、習慣流産（反復流産を含む）の染色体転座保因者を着床前診断の適応として認めるとの答申を受けたが、倫理委員会では全ての倫理委員の賛同を受けた訳ではない。しかしこの小委員会からの答申を本理事会に提示して本理事会で慎重に審議して頂くことは倫理委員会で承認された。

現在、ワーキンググループが習慣流産（反復流産を含む）の染色体転座保因者を着床前診断の適応と

して認めるか否かを審議している途中の時点で、セントマザー産婦人科医院と名古屋市立大学から2件の習慣流産（反復流産を含む）の染色体転座保因者着床前診断に関する臨床研究・施設認可申請書が提出された。まだ本件に関してワーキンググループで結論が出ていないため、申請書を受理はしたが、その後審議はまったく行われていないという状況である。

習慣流産（反復流産を含む）の染色体転座保因者を着床前診断の適応として認めるとの経緯であるが、以前セントマザーから同様の症例に対しての申請があったが、その時は却下した経緯がある。今回は、倫理資料4の1ページ目の下に記載されているように『近年、着床前診断技術は急速に進歩しており、世界各国で4,000周期以上が実施され、診断技術の向上に伴って、その科学的なデータが蓄積されるようになってきている。また、現在、本会の着床前診断に関する症例ごとの小委員会に置ける審査制度も十分機能している。さらに臨床遺伝専門医などによる着床前診断を希望するクライアントに対する遺伝カウンセリング体制も充実してきている。これらの諸状況を総合的に検討した結果、習慣流産の染色体転座保因者を適応とする着床前診断の実施を認める』との判断を下した訳である。2ページ目からの要件に示すように、実施医療機関の資格要件、遺伝カウンセリング、申請手続きの他、現在の着床前診断の申請例に対するものと同様の審査小委員会を設置し、症例ごとに対応するという判断を下した訳である。そしてさらに、4ページの最後に、着床前診断の新たな適応の審査に際して、学会として適切に対応することを要望する事項を追記している。

こういった点をふまえ、会告の変更は現在のところ行わないとの前提の上で、重篤な遺伝性疾患の枠内でこの転座保因者を認めようという判断を下した訳である。
以上であるがご審議をお願いしたい

本件に関して以下のような発言、質疑があった。

武谷理事長「確認したいのであるが、以前からこれはやってはいけないと学会は言ってこなかった、技術がまだ未熟であったということか」

吉村理事「審査はしたが、そのころはまだ技術的に許可するに至らなかった」

武谷理事長「自然の妊娠も、この手技による成功率もほぼ同じということであるか。ただこのような流産の反復による身体的・精神的苦痛の回避を強く望む人への選択肢の一つということなのか」

吉村理事「そうである。解説のところにも記載したように習慣流産の染色体転座保因者に対する着床前診断実施後の生児獲得率68.0%は、習慣流産の染色体転座保因者における自然流産での累積生児獲得率68.1%と現時点では全く同じであるので、決して上回っている訳ではない。こういうことを遺伝カウンセリングの状況のときに必ずお話しすることが必要になるであろう。それでもなお着床前診断を望む方がいるのなら選択肢の一つということで認めてもいいのではないか。あくまで選択肢の一つである」

武谷理事長「ここで、このようなものを審査の対象として検討してもよろしいかということを決めるということで、具体的な症例として上がってきているのか、それとも一つずつの症例ではなく、一般論としてか」

吉村理事「これは名古屋市立大学とセントマザーからもう実際にもう出ている」

武谷理事長「でてきているから、こういうことを審議することになるのか、入り口のところで皆さんに承認して欲しいということか」

吉村理事「そうである。ステップとしてはまずこの理事会の協議の結果をホームページに載せて、2月の第4回理事会で承認されたならばこの答申を総会にかけるとしたい。その後審査小委員会を開くこととしたい」

武谷理事長「倫理委員会としては、これまでの会告の枠の中でこれはできるのではないかという判断なのか」

吉村理事「そういう判断である」

岡井理事「習慣流産の染色体転座保因者に対する着床前診断実施後の生児獲得率とは、診断をして染色体異常があったからといってETをやらなかったものは含まれているのか」

吉村理事「陽性のものは戻さない。従って妊娠をしていないので、生児獲得率にはならない」

岡井理事「それでは、68%という低い数字はどういうことなのか」

吉村理事「これは何回も行うので、例えば体外受精をして着床前診断をするので、大体3.8回ぐらい体外受精をしたら着床前診断をした人のうち68%の生児を得るということである」

岡井理事「分母の中には、診断した人全部が入っていて、着床前診断陽性で戻さなかった人も全部入っている。それと自然での場合とでは分母が変わってしまう。」

吉村理事「生児獲得率ということではそうして比較するしかないと考える。習慣流産で普通の健康な子

が生まれるかは生児獲得率でみるしかない。よって当然分母は違う」

和氣理事「臨床研究として進めるということになると思うので賛成である。この臨床研究が非常に重要と思うのはヒトの均衡型転座の場合どのくらいの不分離がおこるのかは一切解かっていない。そういうことに対してもデータを出すことができるので、是非進めてほしい」

吉村理事「転座保因者と書いてあるが、当然転座には相互転座やロバートソン転座もある。」

落合理事「今回は、現行の会告にある『重篤な遺伝性疾患』という範疇に習慣流産特に染色体転座保因者を入れるということなのか」

吉村理事「入れるというよりは、『重篤な遺伝性疾患』という現在の会告に矛盾はしないという点で、現在の会告を見直さなくても審議の議題に載せることは可能と考える。今後それでまた問題が生じてくれば会告を見直すことがあるかもしれないが、現時点では会告を見直す必要はないということである」

松岡副議長「この問題は大会裁判に影響することが危惧される。また社会からの選別・差別との反対が出てくるのが少し心配、それに対して学会がしっかりと説明できるかということが必要である。学会が会告を見直しているようなニュアンスで伝えられては学会のダメージが危惧される。そのために本件は慎重な対応が必要である」

和氣理事「診断対象はキャリアーであり、患者自体ではない」

吉村理事「その通りである」

武谷理事長「大谷医師問題と関わって考えなくともいいのではないかと倫理委員会は会告の枠の中で対応しようとしている」

落合理事「大谷医師が本会を除名されたのは、元来彼が男女産み分けに着床前診断の技術を用いたことへの結果であって、習慣流産と着床前診断の問題にむしろすり替えたのが大谷医師である。学会は大谷問題発生以前から倫理委員会は着床前診断について取り組んで来たことをしっかりと主張していかなければならない」

平岩弁護士「基本的には、裁判は裁判であり、学会は学術団体としてやるべきことをきちんと行えばいい。この裁判では学会を除名が無効であると大谷医師は訴えているが、落合理事が言った通りで、着床前診断の技術を使って男女産み分けをしたことに対して学会を除名をしたのであって、今回会告の見直しをしてもしなくてもこれは一切関わりがない。もう一点平成 10 年会告の無効確認が求められているが、これには少し関係してくるかもしれない。平成 10 年の会告は習慣流産を禁止している、だからそれは無効であるというのが大谷医師側の主張である」

吉村理事「平成 10 年の会告は『重篤な遺伝性疾患に限り適応される』という項目しかない。別にこの時に習慣流産をやってはいけないとは一切述べていない。ただ重篤な遺伝性疾患に均衡型転座、ロバートソン型転座が入るかは学問的にはまだ議論があるかもしれない。ないと言う方もいる」

和氣理事「胎児の遺伝子よりも遺伝子の集合体である染色体の異常の方がよっぽど重篤な遺伝性疾患であると考え」

武谷理事長「まだ細かい部分はいろいろとあるが、ここで承認することは何か」

吉村理事「倫理委員会の判断としては、理事会に委ねて理事会でもしこれを公表してもいいという判断を頂ければ、これをホームページに掲載して会員からの意見を求め、2 月の第 4 回理事会で承認される手順としたい。選択肢の一つとしては認めていいのか、あるいは選択肢の一つとしても認められないのかと言う点だけである」

落合理事「手続き論として、この資料倫理 4 は倫理委員会の答申としてこの場に上げてきたのではなく、ワーキンググループから倫理委員会へ出された答申であり、倫理委員会全体の承認に基づく答申ではないのかという点につき確認したい」

吉村理事「倫理委員会全体の承認に基づく答申ではない。まだ倫理委員会での全体の承認は得ていないので、自分は倫理委員会委員長としてこの問題は多数決で決める問題ではないので、あえてワーキンググループの答申（案）をこの理事会に上げ、理事会で検討して頂くこととした。倫理委員会でのワーキンググループの答申（案）を理事会に上げることは承認した。倫理委員会委員は理事会の決定に従うということであった」

落合理事「ワーキンググループの答申に倫理委員会のコメントを付けて、ホームページで会員にさらすということなのか」

佐藤監事「そんなに今すぐにやらなければならないのではなく、倫理委員会全体の答申として一致して纏まった訳でもないし、理事の先生方も新しい理事の方が多いのでここですぐに賛否を決めるのは難しい。検討する余裕を残し、少し時間をおいて倫理委員会でじっくりと検討してからの方がいいのではないかと」

吉村理事「倫理委員長として年内に一定の結論を出したいのでこのようにした」

落合理事「倫理委員会提案としてこのような（案）に対して意見を求めるという形でホームページ上に一定期間会員にさらして、次回2月の理事会で世間全体の反応等を観て、最終決定をしていくことがいいのではないかと」

松岡副議長「世間は習慣流産の方が大谷医院に行って着床前診断を受けるとすごくいい成績が出て救われるというイメージを少なからず持っているので、自然流産率とあまり変わらないということなどこれをさらしていくことは基本的には賛成である。根津裁判の時から学会は社会に対して大きな責任、説明責任を負うようになったと考えるので、この問題はなかなか難しいが、様々な世間からの反応に耐え得るものでなければならない」

武谷理事長「ここでこの賛否を問うのは難しく、広くいろいろな意見を募って検討していく方向で、なるべく今年度中の結論を目指したい」

吉村理事「ワーキンググループの答申（案）を倫理委員会の提案として会員に広くさらして意見を募った上で検討していくことし、まだ理事会でこの答申を承認した訳ではないということ、できるなら本年度中に承認か否認かの結論を出していくという方向で宜しいかと」

吉村理事の提案した方向で検討していくことを、本理事会で承認した。

4) 生殖補助医療の実施登録施設の条件と登録申請にあたり留意すべき事項について [資料：倫理1]

吉村理事より資料に基づき「機関誌8月号会員へのお知らせに『生殖補助医療の実施登録施設の条件と登録申請にあたり留意すべき事項について』を掲載し、9月1日以降の登録申請については新しい申請書を使用するようアナウンスした」ことが報告された。

5) 会告の見直し（案）について [資料：倫理2]

吉村理事より資料倫理2に基づき日本産科婦人科学会の『見解』を改定するにあたってその修正案としての倫理委員会提案が説明された。

前文案について特に異議なく、承認した。

会告の改定案に関して以下のような発言、質疑があった。

石川理事「不妊学会のサブスペシャリティーとの関係はどうか」

武谷理事長「整合性は大丈夫である」

落合理事「これらを個別に理事会で承認するには時間がないので、これを理事会提案として承認し、会員へ意見を求めることでいいのではないかと」

武谷理事長「専門医にある特定の診療に縛りを付けるというのはこれが初めてのことになるのか」

吉村理事「既に会員へのお知らせで出していることと同じで、改めての縛りではない」

吉川裕之理事「実施責任者の要件である2-(3)（資料倫理2の3ページ）は(1)(2)の時期と重なってよということか、それとも(1)(2)を終えて(3)ということなのか。(3)の要件が分かり難い」

吉村理事「(2)と(3)は重なっても構わない」

落合理事「審査結果は公開するのか」

吉村理事「審査結果は公開しないが、現在でも不合格の場合何故要件を満たしていないのか理由を付して戻している。登録と報告は今後厳しくなる。単純に妊娠率とかではなく報告義務として出生児の予後などがしっかりと報告されなければならないということになる。それが行われない場合は認定取り消しともなる」

星合理事「極めて妊娠しにくいと誰が決めるのか」

武谷理事長「これは不妊治療の見直しではなく、現実と合わなくなっている会告の部分を見直していくというスタンスで進めている。我が国の生殖医療の見直しはまた別である」

吉村理事「会告はむしろ易くなるが、登録や報告義務が厳しくなるので実際のところは今までより大変になる」

星理事「AIDはこれに含まれているが、AIHの問題はどうするのかも検討していかなければならない。現行ではAIHもART登録施設で行われなければならないので、AIHをこれから外すのかも検討しなければならないだろう」

吉村理事「婚姻の問題もある。不妊学会では事実婚も認めることで承認されたが、当会の倫理委員会としては当日資料（理事会確認事項（案））のごとくである」

岡井理事「この資料の上から6行目にあるように『日本産科婦人科学会が非摘出子の誕生を公式に容認する訳にはいかず、今回の見解改定案を作成するに至った』では、これまでは容認していたように受け

取られる文章である」

和氣理事「日本の将来を担う学会として事実婚を認めないことに賛成である」

星合理事「基本的には賛成だが、AID の場合はどうするのか。特記解説が無いと AID も含む全てに適応されるのか」

吉村理事「以前の国の答申では AID は戸籍謄本を提出することが望ましいとあるので、その様な意見が多ければそのように訂正する」

以上の発言を踏まえ、倫理委員会提案（資料倫理 2）を理事会提案として会員に示すことを、本理事会で承認した。

7. 理事会内委員会について

1) 教育委員会

星理事より『産婦人科研修の必修知識 2004』について 12 月 8 日現在 2,870 部の販売実績になっている。残部が少なくなったが、増刷は行わず、改訂版を 2007 年初旬に発刊する旨のアナウンスを機関誌ならびに本会ホームページに掲載する」との説明があり、これを承認した。

8. 第 58 回総会並びに学術講演会について

報告、協議済み

9. その他

(1) 平成 18 年度予定表素案について [資料：その他 1]

平成 18 年度予定表素案が提示され、承認した。

以上